

漁業用燃油消費量を減らすための活動を支援します ～ 省燃油活動推進事業 ～

支援内容

以下のような漁業用燃油消費量を減らすための活動に取り組む「漁業者グループ」を支援します。

- ① 漁船の燃費向上のための船底状態改善
- ② 効率操業のための漁場データ収集・分析
- ③ 省エネ漁具等による省エネ操業の実証
- ④ 省エネ効果がある活動として水産庁長官が認めるもの

※ 「浜の活力再生プラン」の策定により、事業の優先採択が受けられます。

助成額

実施した省燃油活動に対し、地域水産業再生委員会に属する漁業者のうち、特別対策※¹に加入している漁業者の燃油使用量に応じて支援します。

補助率 省燃油活動の費用の定額・1/2以内

※¹ 漁業用燃油緊急特別対策(平成25年6月5日水産庁決定)のことです。

※² 具体的な支援額については、地域水産業再生委員会により異なります。個別に御相談ください。

※³ 委員会が小規模漁業者で構成される場合、支援の特例が認められる場合があります。

実施主体

水産業協同組合又は漁業者団体、市町村等で構成する**地域水産業再生委員会**

事業の流れ

① 地域水産業再生委員会の立上げ



② 省燃油活動プランの策定(※)



※(一社)漁業経営安定化推進協会のプラン承認が必要です

③ 省燃油活動推進事業の実施及び助成

⇒地域水産業再生委員会から当該委員会に属する漁業者に配分

詳しくは、漁業経営安定化推進協会(☎03-6895-0100)、
お近くの漁協、もしくは水産庁企画課(☎03-6744-2341)までお問い合わせください。